

○稲田議長 拍手は禁止されております。傍聴の皆様、拍手はおやめください。

次に、土光議員。

〔土光議員質問席へ〕

○土光議員 土光均です。会派よなご・未来、吉岡議員の代表質問に関連して、質問をしていきます。

最初は、島根原発についての関連質問です。今年1月1日に、もうこれは御存じのようにとというか、能登半島地震を経験しました。市長は、能登半島地震について、ある場でこういうふう述べています。我々の地域でもいつ何どきこうした災害が起こるか分からない、そういった考え方を示しています。

これ以降は私の考えです。特に原発稼働や原子力防災に関しては複合災害下での屋内退避の問題、活断層連動の問題など、今回の能登半島地震は新たな課題、知見が明らかになりつつあるというふうに私は思っています。

そういった問題意識で、演壇では、2年前、2022年、島根2号機の稼働の容認を判断した。ただ、当時と能登半島地震を経た今では、また新たな知見が出ているのではないかということで、この稼働の容認の妥当性を検証すべきではないかというふうなことを質問をしましたが、市長の回答は、その考えはないということでした。

この新たな知見について、一つ取り上げたいと思います。活断層、様々な知見で、特に今回よく言われてるのは、屋内退避、果たして可能かという問題。それからもう一つは、活断層の連動の問題です。例えば再稼働容認時、能登半島以前の段階で、もちろ

ん規制委員会の許可が出たということですが、その議論の中で、これ一つの大きな焦点でした。図で見ていただければ分かりますように、ここに、ちょっと赤い線になっているもの、これが宍道断層です。これに関しては、それこそ当初8キロメートルだと言われていたのがいろいろ調べることによって、再稼働判断時では、この宍道断層の長さは39キロメートルという前提でそれぞれ審査が行われました。39キロメートルです。

ところが、この宍道断層のその隣、この図では四角、長方形の形になっていますが、鳥取沖にも活断層があります。この距離、宍道断層がここまで、鳥取沖の断層ここまで、この距離が当時6キロメートルというふうに言われました。

ちょっと言っておきますと、この鳥取沖の断層、人によっていろいろ言い方が変わります。単純に鳥取沖断層かF55というふうにいうところもあります。それから伯耆沖断層というふうに、それぞれその調査する団体、団体というか、機関によって呼び名が変わりますが、基本的には鳥取沖にある断層です。

当時、再稼働容認時は、この距離が6キロメートルでした。ということで、この2つは連動しないという結論で、連動しないという当時結論が出て、もちろん規制委員会もそれは認めました。それを前提で様々な評価がされてきました。

まずお聞きしますが、当時この2つの断層、宍道断層と、それから鳥取沖の断層、連動しないという一番大きな理由は何だったですか。中国電力はどのように説明をしていたのでしょうか。

○稲田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 断層の連動しない根拠についてということで

ございます。宍道断層と鳥取沖西部断層につきましては、重力異常や音波の検査ですね、これらを行いました調査の結果に基づいて、連動しないものとしておりますと聞いております。この内容につきましては、原子力規制委員会による新規制基準の適合性の審査を受けておりました、許可を受けているというふうに認識しております。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 当時、中国電力がこの全員協議会の場で連動に関してそういった説明をしていたと思います。ただ、実は連動するかもしれないかというのはいかに入念に調査しても、最終的に決着はつかない、様々な議論、それから土の中、地面の下は基本的によく分からないので、本当に連動するかどうかというのは確定的には言えないというのが当時の知見でした。

当時の知見というのは、例えば政府の調査機関である地震調査研究推進本部、この活断層の連動、どういうふうに評価するということ、こういうふうな記載があります。当時はなかなか調査しても分からないということで、客観的に判断する一つの指標としては、いわゆる5キロメートルルールというのがありました。これについて、この政府の地震調査研究推進本部は、こう書いてあります。いわゆる5キロメートルルールなど隔離距離、どのくらい離れているかということですね、に基づく基準に基づき判断を行ってきた、これが最終的にある意味で決め手になっています。当時の知見では、連動して活動する可能性を総合的に判断する方法については検討する必要がある、決め手はない。だから、当面連動するかもしれないかは、この5キロメートルルールが大きな要因

だというのが当時の知見です。

ところが今回、能登半島地震を経てどういった事実が明らかになったかというところ……。もっと大きく映していただけますか。今回、能登半島地震でこの赤い線、これは描いてますが、今回動いたと見られる断層ということです。これも、近くにこれ、志賀原発があって、北陸電力は国に対して許可申請をして、北陸電力は当初、ここの断層は96キロメートル、活断層の長さは96キロメートルというふうに言われてました。ところが、実際今回動いたのは、この長さ、150キロメートルが動いたということ、それが能登半島地震。震源はここです。

今問題にしたのは、実はこの今回動いた断層とは別個に、ここに、下に、富来川南岸断層という、ちょっと青い字で書いてます。ちょっと短いですが。今回地震は、この主に動いた断層と、それにつられて、ここの富来川南岸断層も動いています。だから、ある意味でこの2つが連動をしたわけです。この距離は20キロメートルです。だから、今までの5キロメートルルールというのが、今回それに合わないような現象がありました。これは、活断層の専門家、鈴木康弘、これ名大の教授で、活断層学会の会長もしています。これは、今までにこういった例はない、全く新たな現象だというふうに述べています。

ということで、当時の判断のときの、例えば今は連動という問題を取り上げていますが、そういった形で、能登半島地震を経て、当時の判断よりも新しい知見が出て、連動というのが本当に連動しないかどうかというのを私は再検証が必要だと思いますが、そういった意味で、当時の判断の妥当性を検討するということは必

要ではないかと思うのですが、市長、改めて見解をお伺いします。

○**稲田議長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今御説明をいただきました内容でございますけれども、まず、あくまでも現時点で我々が再稼働を判断いたしましたのは、規制委員会の審査合格をしたことに基づいてしたものでございます。

今お話しいただきました内容につきましても、やはり学術的な専門的な分野でもございます。宍道断層と鳥取県の沖の断層につきましては、しっかり審査、調査をした後の判断でございます。今回動きました断層につきましては、まだ審査、調査行われてない断層でございまして、今後調査をする予定だったエリアというふうに聞いております。そういった断層が連動したからといって、じゃあイコール鳥取県沖、宍道断層も連動するかっていうことに関しては、我々はなかなか分からないところ、言われるように分からないところでございます。この内容につきましては、やはり国の規制委員会等で新規制基準に対応すべきかどうかという判断はされることになると思いますし、もしそのようなことがあれば、適切にバックフィットがあると思いますので、現状としましては国の動向を注視しておきたいと思っております。

○**稲田議長** 土光議員。

○**土光議員** 国の判断を待つだけで何もせずに当時の再稼働容認の判断をそのままにして、今、中国電力が言うには、今年夏頃稼働する。そんなの何もしないで見るというのは、私は、市長の立場として不十分だというふうに思います。国は国でそれなりに調査とかするかもしれませんが、こういった新たな知見が出てきた

以上、少なくとも中国電力にこの辺のことにに関して説明を求めるといことはやってもいいのではないかと思います。例えばどういう場で、もちろんこの議会に来てもらってもいいし、それから、米子市は安全対策協議会というのがあります、それを開いて、そこは市民もいます、そこに中国電力に来ていただいて、こういった新たな知見について事実関係、それから市民からの意見を聞く、そういった場を持つべきだと思います。この安全対策協議会の開催は市長が決めるものです。

市長、そういった場を持つおつもりはありませんか。私は持つべきだと思いますが。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長 これは代表質問の答弁でも申し上げましたけれども、この能登半島地震を受けたそうした議論につきましては、今後、国においてなされるものと承知しておりますので、我々といたしましては、そうした国の議論を注視していきたいと考えております。

その上で、仮の話となるんで、ちょっとこれは答弁しづらいんですけれども、その上で必要な何か見直しがあった場合については、適切に説明を受けたいと思いますし、その内容によっては、議員の御指摘のような、これまで踏んできた手続、スケジュールというものは踏むことはあり得るというふうに思いますが、現時点においてはそれはないというところで先ほど答弁した次第でございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 安全対策協議会、開くおつもりはないんでしょうか。

この場で開いて、中国電力に来ていただければ、現時点での中国電力の考え方、それからこういった新たな知見に関してどういうふうに思っているか、考え方ですね、それから市民から様々な疑問がそこで出て、市民の意見もそこで聞くことができると思います。実際、境港市では開いています。中国電力はそこに行って説明をしています。そういったことを境港市はやっています。

米子市なぜやらないのか不思議なんですが、再度言います。安全対策協議会、開くべきだと思うのですが、いかがですか。

○稲田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 ただいま市長が答弁しましたとおり、現時点では開催する予定はございません。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 市長に聞きます。なぜ今の時点では開く必要がないというふうに思っていますか、市長に聞きます。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長 これは繰り返しになりますけれども、能登半島地震の状況というものを受けたこの安全規制基準等についての議論、これの動向を注視しているからでございます。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 そういった待ちの姿勢、それから市民の意見を直接聞く場を持たないというのは、米子市民の生命、財産、暮らしを守る首長の立場としては、私は不十分な対応だというふうに思います。

じゃあ、次に行きます。淀江での産廃処分場計画について。

今、環境管理事業センターは、これは壇上でも言いましたが、

必要があって、事業計画の変更の届けを県に出しています。それについてお伺いします。

壇上でお聞きしましたのは、事業センターは、この変更事業計画に関して条例、いわゆる設置条例というのが県にあります、この条例に沿った手続をしているという認識ですかという質問に対して市長は、このように答えています。県が条例に基づいて適切に判断し進めている。米子市の、これちょっと質問の角度を変えて聞きます。

米子市は、今、事業センター、事業計画変更届、それから、その後に関係住民に説明会、住民説明会を開いています。こういった動きがあります。この事業センターのこの説明会、これはいわゆる県の手続条例に基づいて開かれているとの認識でしょうか。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 ちょっと正直言って、議員の質問の意図といいたいでしょうか、趣旨がよく分かりませんが、先ほど来御答弁申し上げてるとおり、県の条例の運用であります、県の判断、指導の下で環境管理事業センターが適切な手続を進めておられる、その途中だというふうに認識しております。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 私の質問は、事業センターが関係住民に対してこの間、住民説明会やっています。この説明会は県の手続条例に基づいたものという認識なのかどうか、米子市の認識を聞いています。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 手続条例を進めるために行っておられるものだというふうに考えております。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 微妙に言葉を換えて答弁されましたが、手続条例に基づいた説明会だというふうな認識と理解していいですか、米子市の認識は。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 手続条例に基づく諸手続の一環だというふうに理解しております。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 条例に基づいているということで、じゃあ、これ、条例のどれに、ちょっと細かい質問になりますが、どれに基づいているというふうな認識でしょうか。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 事前の御通告をいただいておりますので、今、条文を持ち合わせておりません。正確な御答弁はできません。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 いや、壇上の質問で、これ具体的に言っています。この手続条例、事業計画変更届は第21条、これに基づいています。この第3項に事業計画を変更したときは、手続は第5条に戻ってやることになっているというふうな、そういったことはお伝えしていますし、そう指摘しています。この第5条に戻ってやっている、この住民説明会が第5条に戻ってやっている、そういう説明会だという認識だということでもいいですね。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今、議員が条文を引かれたので、条文でお答

えいたしますが、手続条例の第21条の第3項で、今、議員がおっしゃった5条から前条までの規定の例によるものということが書かれておりますが、その前段で、規則で定める変更に係るものを除くというふうに書かれております。いわゆる軽微変更と呼ばれるものでありまして、これは同条例の施行規則第19条で定められてる周知等の手続を要しない変更ということでありまして、今回の手続はこれに該当するものとして進められてるというふうに認識しております。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 つまり第21条、これは変更したときは、原則は第5条に戻ってもう一回手続、ある意味でやり直すという条文ですが、ただ、先ほど副市長が言われましたように、ある例外規定、軽微な変更は例外だという、だから、今回の事業変更は軽微な変更だということで、あえて5条に戻ってやらなくていいというふうな、ということが米子市の今の認識でしょうか。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 県がそのように判断されて、そのような手続が進んでるというふうに認識しております。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 県は、この事業計画の変更、施行規則の第19条に該当する軽微な変更だというように判断をしているのですか。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 判断を直接県に確認したということはありませんが、その手続が進められてるということから、そのように申し上げたところであります。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 要は類推してそうだと、そういう解釈になるということだと思いますが、これ事実関係は、県は施行規則第19条、いわゆる例外規定の中に該当するという判断は現時点でしていません。これは県がそういうふうにはっきり言っています。だから、第5条に戻ってやらないといけないのか、例外規定で戻らなくていいのか、それは確定していない状況です。その状況下で、なぜか事業センターは住民説明会をやっています。これ県に確認したところ、県の見解は、あれは事業センターが任意にやっているものという考え方でした。そのことはお伝えしておきます。

そういったことで、米子市としては、この手続きがきちんと条例に基づいてやられているか、進められているか、これはきちんと見て行って、もし、それに沿ってやられていないようなことがあったら、きちんと県に指摘をすべきだというふうに思います。

次に行きます。次は公文書、情報公開条例に関して、演壇で、音声データの公開について質問をしました。これは演壇でも言いましたが、現在、音声データの、これ公文書扱いですから公開対象になっています、その公開の方法は、写し、音声データですから、データのコピーという意味です、写しの提供ではなくて、聴取による公開、つまり聞きに来いという、そういう公開方法しか取っていません。その理由は、これも演壇で言いましたが、一言でいうと悪用される懸念がある。これに関して、鳥取県は、この音声データに関して、写しの交付という、そういった体制を取っています。

鳥取県がそういうふうになっていて、何か悪用された事例があ

るかどうかということ質問しましたが、承知していないという回答でした。これは聞いても分からなかったのですか、それとも聞いていないのですか。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 悪用した事例を知っとるのかということなんだと思いますけれども、鳥取県、県のほうで運用されることだというふうに考えておりますので、これが、そういう事例があったとしても、今回の私どもがこのルールでやっておるというのは、音声データの加工が懸念されるということに基づいてこのようなルールを定めさせていただいておりますので、悪用事例があったかどうかということによって左右されるものではないですので、特段こちらのほうからは確認はしておるわけではございません。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 聞いていないということですね。今の話では、聞く必要もない。つまり米子市の理由は、悪用というか、これは言葉でいけば、後にその音声は流布され、または加工され悪用される、そういったことが懸念されるから。でも、この懸念が本当に事実に基づいて本当にこの懸念が妥当なものかどうかというのは、私は検証する必要があると思います。無用な懸念だったら、これ非常に利便性が悪い、今、公開の仕方ですから、こういったことじゃなくて、県に倣って写しの交付をすればいいものではないかと思いますが、もしこの懸念が解消されると、写しの交付というのは検討に値しますか。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 繰り返しになりますけども、現在、私どもとい

たしましては音声データの加工などが懸念されるということでもってそのような取扱いにしてるところでございます。ですので、今現在のこちらの認識といたしましては、それが解消されるというような認識は持っておりません。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 聞いたのは、もしこの懸念が無用のものであれば写しの交付というのは検討に値するかどうかということをお聞きしています。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 先ほどもお答えいたしましたけれども、そのようなことが解消されるということは現在そのように認識はしていないということでお話をさせてもらいましたので、そのような仮定について少しお答えは控えさせていただきたいと思います。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 市が県に聞かないので、私から県に聞きました、この辺の事実関係。つまり県は、音声データの公開でデータのコピー、例えばCD-ROMに焼いて、それから今はネットを經由でその音声データを公開する、そういったこともやっています。県はいつからそういった音声データの写しの公開、これいつからやってるかということ、平成12年、2000年ですよね。今から23年前からそれやっています。こういうふうにしていて、米子市が懸念されるような音声データが流布され、加工され、悪用される、そういった事例はあったかどうかということに関しては、特になかったということでした。

だから、実際、米子市が懸念というのは、事実上問題はないと

いうふうに私は事実関係で思うんですが、いかがですか。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 先ほど土光議員さんのほうが言われました20年なかったということでございますけども、過去20年なかったからといって、これからないということではないというふうに考えております。したがって、今現在、米子市の考え方を変更する考えはございません。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 ちょっと伊澤副市長に、感想という形でもいいですけど、お聞きしたいんですが、副市長は県の職員で、こういったことをやられていたところに長くおられて、米子市では今、今の理由でやってない。この落差、私は落差だと思うんですが、それに関してどういう感想をお持ちですか。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 感想を求められましたので、感想として申し上げます。利便性を優先するという考え方からいくと、あるもんだから出せばいいじゃないかという考え方になるんだろうと思いますが、特に今日的には、昨今盛んに報道されていますが、大変好ましくない社会情勢だと思いますけども、生成AI等を使って全く真偽が判別できないような加工された画像、音声というものが実際に出回っております。多分、米子市が当初懸念した、懸念というのは単純にある部分とある部分を切ってつなげるとか、その程度のものだったかもしれませんが、今日的には、そうではなくて、前後を生かしつつ、途中で全く別のものを入れてしまうというようなことも比較的っていうか、かなり簡単にできるというふうに

報道されておりますし、それが社会問題化しつつあると。こういう状況にあっては、やはり音声情報というものの取扱いも従来に増して、より慎重に考えるべきではないかなと、このように今は思っております。それが私の感想です。以上です。

○稲田議長 土光議員。

○土光議員 感想ということで承りました。

今議論しているのは公文書公開、この公文書公開の考え方、これ情報公開条例の第1条にあります。この情報公開というのは、公文書の公開を求める市民の権利、それから公文書を公開すべき市の義務、これを明らかにする。あたかも……。

○稲田議長 時間ですので終わってください。終了です。

○土光議員 そうですね、終わります。

○稲田議長 お静かに退場ください。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明2日から4日までは休会とし、5日午前10時から会議を開きたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時35分 散会